

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約による こととした 会計法令の根拠 条文及び理由 (企画競争 又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合		
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札・ 応募者数
陸上自衛隊船岡駐屯 地で使用する上水道料 ほか 一式	分任契約担当官陸上自衛隊 船岡駐屯地第416会計隊長 乙坂保 宮城県柴田郡柴田町大字船 岡字大沼端1-1	令和2年4月1日	柴田町長 宮城県柴田郡柴田町船岡 中央2-3-45	/	提供を行うことが可能な 業者がないため(会 計法第29条の3第4項)	/	40,488,000	/				
小型船舶操縦士受講 申請料ほか2件	分任契約担当官陸上自衛隊 船岡駐屯地第416会計隊長 乙坂保 宮城県柴田郡柴田町大字船 岡字大沼端1-1	令和2年5月12日	宮城小型船舶教習所 宮城県塩釜市清水沢3- 22-5	/	船舶職員及び小型船 舶操縦者法により料 金が定められているた め(会計法第29条の3 第4項)	/	1,370,600	/				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

